

は、農家労働力の経営内定着化を指向したとしても、かなりの上層農家でも耕種農業のみではそれが満たされない段階にある。

北郷村では兼業農家が671戸にも達しており、専業農家数はわずかに53戸、7%を占めるにすぎない。もちろんその多くは自営兼業であつて、製炭、しいたけ、育林などの林野利用によるものが338戸を占めている。しかし、やとわれ兼業も非常に多く事務職員等を含めて244戸、全農家戸数の34%、人夫日雇のみについても26%、全農家の4分の1以上が従事していることになる。人夫、日雇の種類は、ほとんど育林、伐出、しいたけ生産である。

全農家の4分の1をしめる人夫、日雇のやとわれ兼業農家層は、もちろん経営規模の小さい農家であるが平均経営規模（6反）以上の農家層もふくんでいる。

つまり育林賃労働力の析出層は耕地経営規模の小さな農家層か、経営内に労働力燃焼の場をもたない中層農家ということができる。

北郷村においては労働力の定着化を稲作早期栽培、畜産導入、椎茸栽培などによつてはかりながらも、その限界を賃労働によつて補完するという形において、育林賃労働の給源が形成されているといつてよい。したがつて現在のところは補完的な関係にあるとしてもそしてこのような商品的農業の進展が一定の限界をこころではもつとはいへ、育林賃労働力の調達困難化の条

件になることは否定できないであろう。

最後に拡大造林による育林労働力の量的な増大と調達困難化について、

北郷村をはじめとして宮崎県下の山村は、人工林化が非常におくれた地域であるが、北郷村では34年以降急激に造林面積が増加し、34年以前には100町台であつた新植面積が34年以降250～400町という急激な増加をしめしている。われわれの推算によると、昭和36年には33年に比して16,000人の延人員が余分に必要になつている。これは主として木炭生産の減少（3カ年で50,000俵）による余剰労働力12,500人によつて補われたとみられるが、その残りの3,500人（1戸当り年間5人）は農業部門での労働力捻出によるものと考えられる。

以上困難化をまねく内外の若干の因子についてみたが、現在まだ北郷村では補完的な関係にある農業労働と育林労働が、商品生産農業の滲透と、労働力の自家燃焼化を通じて育林賃労働力の給源を解消する方向にあり、また若年労働力の帰村がえられないで、現住労働力の老化が進行すれば、兼業労働による育林労働は大きな脅威にさらされるものとみられる。

これらの諸条件は、林業経営の担い手の変化とあいまつて、また山村農業生産力の発展とこれに伴う農民層分解を通じて、育林労働力の固定化の方向をもたらず一つの条件を提供するものといえよう。

### 3. 自営製炭における原木代の性格について

九大農学部 赤羽 武

1. 戦後の林業経済研究の特徴は、林業を資本主義との関連において解明しようとするところにある。したがつて、当然のこととして、林業の原理論的研究とその理論を実証するための実証的研究が展開した。

ところで、わが国には、古くから山林利用の形態として製炭がある。戦後の研究は、この製炭を採取的林業生産の端緒的形態として位置づけた。それ故、現実に展開している製炭を、いかに理解するかということは、わが国における、資本主義と林業との関係、すなわち、林業の経済法則を理解するために、きわめて重要な意義をもっている。

現在、自営製炭者の約80%は、他人所有林に原木を依存する、不完全自営製炭者である<sup>(1)</sup>。したがつて、

ここで自営製炭者という場合には、原木を購入して焼く、不完全自営製炭者を指すことにする。本報告の課題は製炭者が原木林所有者に支払う原木代（すなわち天然物を排他的に所有する者に、直接生産者が支払う対価である地代）の性格を考察することによつて、製炭の経済的性格を明らかにすることである。したがつて、それはとりもなおさず、林野所有の端緒的段階ともいえる、薪炭林所有の性格を明らかにすることにほかならない。

2. ところで、薪炭林所有についての諸先学の研究は<sup>(2)</sup>、薪炭林所有が、「半封建的」であり、したがつて、製炭そのものも、「半封建的」諸関係のもとにあるという点で、ほぼ一致している。しかしその論点の

細部に立入ってみると、大きく分けて二つの論点があるといえるであろう。その一つは、製炭者が原木を薪炭林所有者に依存することによって従属し、あるいは資金関係（主として前渡金制度等）等によって、労賃部分にまで食込むほどの高い原木代を支払わねばならない諸関係をもつて半封建制の論拠とするものである。他の一つは、薪炭林所有者による村落及び農民支配、原木販売の形態、そして流通過程の非近代性を論拠とするものである。

土地＝原木を主要な生産手段とする製炭にあつて、その性格を基本的に規定するのは、いうまでもなく、地代＝原木代の性格である。したがつて、製炭をめぐる諸関係及び薪炭林所有の性格を規定するためには、原木代が、「剰余価値または剰余労働の唯一の支配的で正常な形態」<sup>4)</sup>なのか、「利潤に制限されたもの」なのか、あるいは、その過渡的なものなのかにかかっている。なぜならば、原木代が利潤の分岐としてのそれであつたならば、たとえいかに非近代的諸関係がまといつこうと、それは近代的地代にほかならない。したがつて、製炭の諸関係及び薪炭林所有は近代的諸関係及び近代的土地所有にほかならないからであるし、逆に、原木代が剰余労働を吸いつくすものであつたならば、たとえいかに近代的態度がみられようと、製炭及び薪炭林所有そのものは、近代的なものとはいえないからである。

3. 自営製炭の多くは、自給程度か、あるいはそれ以下の耕作をする農民が、家族労働力の燃焼のために従事するもので、それ自体独立した商品生産ではない。農業の不可欠の一部としての、いわゆる「副業」である。このことは、製炭の目的が、利潤にあるのではなく、労働力の価値実現にあることを示している。だからして、このような製炭者が薪炭林所有者に支払う原木代は、利潤に制限されたものでなく、労賃部分の控除によつて成立するものである。

4. 薪炭林所有は、いわゆる後進地帯に大規模に展開している。東北の名子地帯、中国の製鉄（タタラ）

地帯、南九州の企業製炭地帯等に広がるのがその代表例である<sup>4)</sup>。これらに代表される薪炭林所有の成立は領主対直接生産者という基本的対抗関係に介在した、明治維新前の特権的林野占有が、そのまま認められたか、あるいは、それ以後に前期的商業活動によつて取得したかによるものである。したがつて、これは、封建制度そのものの否定によるものでなしに、封建制の再編として成立したものである。本質的には農民を収奪した領主権力の一部が、薪炭林所有者によつて再編されたものにほかならない。封建制度に寄生しそれを内部的に堀崩す点においては、純粹封建制の否定であるが、直接生産者である製炭者に寄生し、製炭者の自由な発展を阻止する点においては、反動的である<sup>4)</sup>。したがつて、薪炭林所有は、純粹封建制そのものでもなく、まして近代的土地所有でもない、半封建的土地所有などである。

5. 以上のごとく、製炭原木代は、労賃部分の控除と直接生産者である製炭者に寄生する薪炭林所有者との収受によつて成立する。それ故、この原木代は、「全剰余価値を吸いつくす」ものとなるのである。かくして、製炭によつて成立する原木代は、純粹封建的地代ではないが、封建地代の簡陋たる半封建的地代であり、したがつて、製炭をめぐる諸関係は、半封建制のもとにおかれ、薪炭林所有そのものは、半封建的土地所有であると結論しうるであろう。

#### 参 考 文 献

1. 60年センサス；林業調査報告書 18ページ参照。
2. 井上晴丸，阪本楠彦，小池基之，鈴木尚夫，船越昭治，岡村明達，その他諸氏の論文，論稿を参照。
3. マルクス；資本論（長谷部訳青木版）第3巻第6編第47章。
4. 鈴木尚夫；大林野所有における育林生産の構造 第2節（日本林業の生産構造—倉沢編所収）参照。
5. 栗原百寿；農業問題入門第3章第3節参照。

## 4. 天然牧野における経営改善と問題点

宮崎大学農学部 宍 戸 元 彦

### ま え が き

我国の牧野面積は137万haに及び、採草地、放牧地

の面積は相半ばしている。その牧野の大部分は天然牧野に属し、東北、北海道、その他極一部に人工牧野が見られ、この点米國の Range と同じ形態であるが、